

○ 経済産業省告示第百三十号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第四条第二項の規定に基づき、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（以下「令和六規制年度」という。）における特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣が告示する期間を次のように定める。

令和五年十月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

法第四条第二項の経済産業大臣が告示する期間は、令和五年十一月十四日から同年十一月二十一日とする。ただし、令和六規制年度の状況等により、隨時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りでない。